

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 27 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 境 政 人

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事監視指導班担当）から、令和5年9月15日付け事務連絡をもって別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第45号）が別添のとおり同日公布、施行された旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：栞野・榊原
TEL:03-3475-1601



事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第45号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

(1) 要指示医薬品への指定

犬の鼻腔内腫瘍（ステージ3または4の腺癌に限る。）における放射線治療の効果の増強に使用されるスルホキノボシルアシルプロパンジオールカルシウムを有効成分とする製剤の製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品に指定する。

(2) 劇薬への指定

薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえて、スルホキノボシルアシルプロパンジオールカルシウム及びその製剤を劇薬に指定する。

2 施行期日

公布の日（令和5年9月15日）

3 参考

今般承認される動物用医薬品（スルホキノボシルアシルプロパンジオールカル



シウムを有効成分とする製剤)の概要は以下のとおりです。

販売名：レプリチン注射用40mg（株式会社エム・ティー・スリー）

効能又は効果：犬の鼻腔内腫瘍（ステージ3または4の腺癌に限る。）における放射線治療の効果の増強

○農林水産省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に
基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十五日

農林水産大臣 宮下 一郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二（第百六十三条関係） 毒薬（略） 劇薬 一〇二十九（略） 三十 スルホキノボシルアシルプロパンジオールカルシウム及びその製剤 三十一（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含む眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 一〇五十三（略） 五十四 スルホキノボシルアシルプロパンジオールカルシウム 五十五（略）	別表第二（第百六十三条関係） 毒薬（略） 劇薬 一〇二十九（略） （新設） 三十（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含む眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 一〇五十三（略） （新設） 五十四（略） 五十五（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。